

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年7月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務全体の概要 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童等の福祉を増進するため、資金の貸付を行う。</p> <p>2. 特定個人情報を取り扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)資金の貸付に係る申請の受理、審査及び決定並びに貸付の実施に関する事務 (2)貸付金の償還免除に係る申請の受理、審査及び決定に関する事務</p>
③システムの名称	<p>(1)母子寡婦福祉資金貸付業務システム (2)中間サーバ (3)総合宛名システム (4)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5)連携基盤システム(庁内連携システム) (6)住民基本台帳ネットワークシステム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の43の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第34条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>(情報照会の根拠) ・別表第二 63の項 ・別表第二主務省令 第34条</p> <p>(情報提供の根拠) ・別表第二 26の項、30の項、87の項 ・別表第二主務省令 第19条、第44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 ぐらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1270 FAX番号: 048-829-1960

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生から1年を経過したことによる変更
令和3年8月27日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 事務全体の概要 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童等の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取扱います。 (1)資金の貸付に係る申請の受理、審査及び決定並びに貸付の実施に関する事務 (2)貸付金の償還免除に係る申請の受理、審査及び決定に関する事務	1. 事務全体の概要 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童等の福祉を増進するため、資金の貸付を行う。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)資金の貸付に係る申請の受理、審査及び決定並びに貸付の実施に関する事務 (2)貸付金の償還免除に係る申請の受理、審査及び決定に関する事務	事後	
令和3年8月27日	I 関連情報、3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の第43項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第34条	事後	
令和3年8月27日	II しきい値判断項目、1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月27日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が含まれる項(26、30、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 第44条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(63の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第二 63の項 別表第二主務省令 第34条 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第二 26の項、30の項、87の項 別表第二主務省令 第19条、第44条 	事前	番号法改正による変更
令和5年7月27日	I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署 ①部署	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課	事後	
令和5年7月27日	I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署 ②所	子育て支援政策課長	子育て支援課長	事後	
令和5年7月27日	I 関連情報、8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号:048-829-1270 FAX番号:048-829-1960	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号:048-829-1270 FAX番号:048-829-1960	事後	
令和5年7月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	